

労働時間等設定改善指針の一部を改正する件（案）に関する御意見
募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について
（平成 30 年 8 月 27 日から平成 30 年 9 月 25 日まで実施）

○平成 30 年 9 月 21 日までの意見数 6 件

○主な意見

・「労働時間設定改善指針」改正にあたり、特に夜勤を含む交代制勤務に従事する労働者の労働時間等の設定改善に向け、以下の文言を追加するよう求めます。

- ① 夜勤を含む交代制勤務に従事する労働者については、所定労働が深夜時間帯にあることによる健康および生活への負荷が過重とならないよう、夜勤を含む交代制勤務に特有の事情を踏まえた労働時間等を設定し、適切な労働時間管理を行うこと。
- ② 職種およびその業務の特性に即した具体的な取組みについては、国及び職能団体等が指針・手引き等を示している場合にあってはこれを参考とし活用すること。
- ③ 事業主は深夜業の回数の制限、勤務間インターバルの確保に努めること。
- ④ 夜勤を含む交代制勤務であって、勤務割に基づき日勤と夜勤を不規則に繰り返す勤務形態によって勤務する者については、勤務計画段階において勤務間インターバルの確保を念頭に置くとともに、実際に勤務間インターバルが確保されるよう努めること。
- ⑤ 「深夜業の回数の制限」は交代制勤務における夜勤回数の制限をも含むことを明記すること。